

別表(第3条関係)

区 分	対 象 業 種
鉱業，採石業，砂利採取業	鉱業，採石業，砂利採取業(金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業は除く)
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業
製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業
情報通信業	情報サービス業、インターネット附随サービス業
運輸業	道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業
卸売業，小売業	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業(代理商，仲立業は除く)、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業
物品賃貸業	物品賃貸業
学術研究，専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業(興信所を除く)、広告業、技術サービス業
宿泊業，飲食サービス業	宿泊業、持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業(特殊浴場業は除く)、その他の生活関連サービス業(家事サービス業は除く)
サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業

(注) 区分及び対象業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の大分類及び中分類による。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項に規定する風俗関連営業に該当する事業を除く。